

学校いじめ防止基本方針

豊中市立第十八中学校
令和8年(2026年)4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格を持ったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別を受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利を奪うのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じるおそれがある、まさに重大な人権侵害である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どのようなささいなことでも見逃さず、親身に相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

近年、SNSなど新たなコミュニケーションツールの普及が人間関係構築の方法を多様化させ、そのため、いじめの認知や事案対処が難しくなるなど、ネット上のいじめが社会問題になっている。このように、子どもたちを取り巻く情勢が日々変化し様々な課題が山積する中で、より複雑化・多様化・深刻化したいじめの問題が起きている。そのためには、学校として全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

「いじめ」は、子どもへの重大な人権侵害であると同時に「いじめは、どこの学校でも起こりうること」として捉え、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、行われなければならない。本校では、人権尊重を教育活動の基盤に据え、『信頼』と『規律』のある十八中づくり、相手の気持ちに耳を傾け、自分の気持ちをこぼす力や伝えられる力を育成する」を重点目標として取り組みを進めている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、いじめの問題を克服することを目指してここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第二条(平成25年9月28日)

「一定の人的関係」とは、一つの学校の内外を問わず、学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的

な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があり、生徒の生命や身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応を取ることがある。

3 いじめ防止のための組織

名称「いじめ対策委員会＝生徒指導委員会」

(1) 構成員は以下のメンバーとする

校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年生徒指導担当者（各学年）、支援教育担当者、養護教諭
スクールカウンセラー（SC）、児童・生徒支援コーディネーター、通級担当者

(2) 役割

学校いじめ防止基本方針の策定、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、教職員の資質向上のための校内研修、年間計画の企画と実施、年間計画進捗のチェック、各取組の有効性の検証、学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（〔別添1〕10ページ参照）

5 取組状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、週に1度開催し、各学年の情報共有や、取組みが計画どおりに進んでいるかを確認し、いじめの認知について、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

学校いじめ防止基本方針は、その内容を、入学式・始業式や保護者会等の各年度開始時に生徒、保護者、関係機関等に周知し、各学校のホームページで公開する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

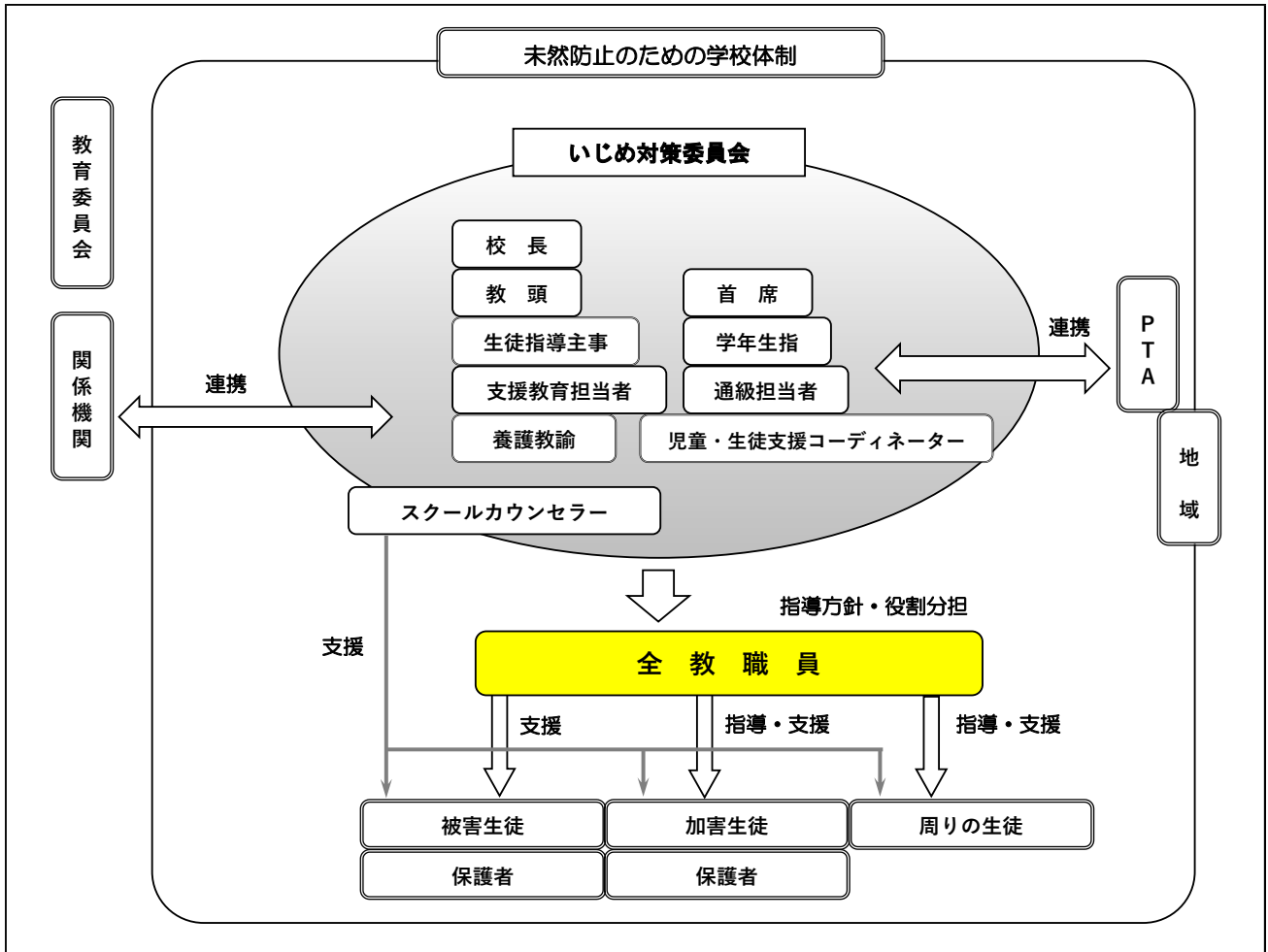
いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学級・学校において、全ての生徒の人権が尊重され「いじめは決して許されない」環境づくりをすすめ、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、学校の教育活動全体を通じ総合的に推進する。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、信頼関係に基づく、対等で豊かな人間関係を構築するための集団づくり・学校づくりを行う。

本校では、班活動を中心に取り組み、互いの気持ちを伝え合える仲間づくり・集団づくりを大切にしている。その過程において、個々の生徒の「つぶやき」を丁寧に聞きとり、生徒同士をつなぐことをとおして、互いの存在を認め合い、互いの人格を尊重し合える人間関係を構築する力を育てている。このような取り組みは、全ての生徒が安全で安心して過ごせる学校生活づくりにつながり、いじめの未然防止の観点から重要である。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校はいじめへの対応が組織として一貫した対応となるよう、養護教諭やスクールカウンセラーを含めたチーム体制を整える。生徒の状況について情報収集・共有と共通認識を深め、ささいなことでも見逃さず、いじめを許さない姿勢で教育活動全体を行う。加えて、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、校内研修等により教職員のカウンセリング能力・事案対応に関する資質能力等の向上や体罰禁止の徹底を図る。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みが体系的計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針を定める。取り組みを通じて、生徒が互いの存在を認め合い、互いの体や心を尊重し合える態度を養い、生徒が穏やかに他の生徒とコミュニケーションを図る能力を育てる。また、いじめの被害者を助けるために生徒の協力が必要となる場合があるため、生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性や社会のルールを遵守することが人として大切であることを理解させる。加えて、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (3) 生徒が自分の学習面のつまづきを知り、自主的に学習する意欲・態度を養うために、分かりやすい授業づくりを進める。学習姿勢や学力に課題のある生徒など個々の状況を丁寧に把握し、生徒が主体的に参加・活動する授業づくりを目指して授業研究に取り組み、教職員の指導力を向上させる。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、班活動を軸に小集団での「思いを語り合う場」から仲間づくり、居心地のいいクラスづくり、自主・自立した学年づくりへと進める。生徒が互いに支え合い学び合う活動をおして、自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるような取り組みを行う。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取組む方法として、生徒会を中心に学年協議会、班長会議、学年での様々な実行委員会等を組織し、生徒の主体的な展開を目指す。



図：未然防止のための学校体制

※なお、上記に示す「PTA」はPTA役員会長を意味する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人が気づきにくい時間や場所でおこなわれたり、遊びやふざけあいを装っておこなわれたり、遊びやふざけあいの中など、大人が気づきにくく判断しにくい形でおこなわれることを教職員が認識する。ささいな兆候やいじめの構図を見抜き、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

このため、教職員は日頃から生徒の観察や信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 週に一度、生徒指導委員会で生徒の情報を共有し、定期的に組織体制を点検する。
- (2) いじめの実態把握のため、全生徒対象にアンケート調査を年3回実施する。アンケート調査結果について学年、学級を超えて情報を交流し、日常的に観察する。スクールカウンセラーの協力も得る。あわせて、必要に応じて個人面談等の教育相談を実施する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いの方針を明確にし、慎重に適切に扱う。
- (3) 日常的に保護者と連絡を取り合い、保護者と連携して生徒を見守る。
- (4) 保健室やスクールカウンセラー等を、生徒がいじめを訴えやすい体制、生徒や保護者が安心して相談できる体制を整え、相談窓口などを広く周知する。
- (5) いじめは他の生徒の目が行き届かない時間帯や場所で行われたり、遊びを装って行われたり、遊びの中で発生したりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることもある。このことを全教職員が認識し、些細な兆候であってもいじめの可能性を見逃がさず、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、積極的に認知する。
- (6) 子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、対策組織に報告し、他の教員とともに情報共有するとともに、迅速に初期対応を行う。
- (7) 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画に位置付けられた定期的なアンケート調査を実施するとともに、教育相談の実施や、電話相談の窓口の周知等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (8) 早期発見の取組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、いじめ対策委員会を中心に点検を行う。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認する。あわせて、いじめ対策委員会にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。被害生徒に対しては、当該生徒のケアを最優先に、事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。加害生徒に対しては、その人格の成長を旨としていじめ行為に及んだ背景を把握し、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。加害生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携のもとで取り組む。いじめが解消に至るまで支援を継続する。解消している状況に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該の被害生徒及び加害生徒については日常的に注意深く観察する。

学校として事象の教訓化を行い、教育活動全体をとおしていじめの再発防止に取り組む。具体的な生徒や保護者への対応については、本校「問題行動への対応チャート」〔別添2〕を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがある場合には、丁寧に聞き取る。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年生徒指導担当者や生徒指導主事等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害生徒・加害生徒の保護者への連絡については、迅速かつ丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。速やかに家庭連絡や家庭訪問等により、保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以降の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも着目し、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- (4) 複数の教職員が連携して毅然とした対応を行い、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (5) 生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、以降の対応を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめに関わった生徒に対しては、事実を確認し、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる行動をとるよう伝える。あわせて、いじめを受けた者の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、そうした行為がいじめを受けている生徒にとって、いじめによる苦痛に加えて、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- (2) 「観衆」や「傍観者」として行動していた生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全教職員は「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で教育活動を行う。また、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮し、互いを尊重し認め合える安心・安全な学校生活を過ごせるよう、学校全体で学級集団づくり、学校づくりを行う。
- (3) 認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題と関連付け教訓化するとともに、いじめに至った背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学校行事等教育活動全体において、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を構築できるよう適切に支援し、生徒のエンパワメントを図る。スクールカウンセラー等とも連携する。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴取等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) インターネット上のいじめは、より大人が発見しにくいいため、被害にあった時にはスクリーンショットを残すなどの対応を周知する。また、不適切な対応などいじめとなる行為をさせないように、情報モラルに関する学習を進める。保護者においても、これらについての理解を求めていく。

7 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

また、下記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察すること。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

第5章 重大事態への対処について

1. 重大事態とは何か（法第28条第1項）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2. 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行う。

3. 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している対策組織もしくは学校が立ち上げた第三者調査委員会が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(2) 教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得ら

れないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。

教育委員会が行う場合は、法第28条第1項に基づく審議会に設置する調査部会が行う。

4. 調査結果の報告及び提示

調査結果については、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告する。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告する。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等その他の必要な情報を適切に提示する。

5. 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

①重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行う。

②再調査は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき設置する再調査委員会が行う。

③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、教育委員会を通じて学校に対して当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

※「いじめ不登校委員会」と「生徒指導委員会」は兼ねるものとする。そして、いじめ事案が発生した時に行う「いじめ対策委員会」も兼ねる。

[別添1]

4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

豊中市立第十八中学校 いじめ防止年間計画

月	1 年	2 年	3 年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学校生活カードにより把握された生徒状況の集約 人権学習（集団づくり） 二者懇談週間 （生徒の状況把握）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学校生活カードにより把握された生徒状況の集約 人権学習（集団づくり） 二者懇談週間 （生徒の状況把握）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学校生活カードにより把握された生徒状況の集約 人権学習（集団づくり） 二者懇談週間 （生徒の状況把握）	第1回いじめ対策委員会 年間計画の確認、問題 行動調査結果を共有 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習	校外学習	修学旅行	第2回いじめ対策委員会 二者懇談によって把握された生徒状況の集約
6月	いじめアンケート実施・回収 いじめアンケート結果に基づくいじめ事案への取り組み 協働授業 （保護者とのふれあい）	いじめアンケート実施・回収 いじめアンケート結果に基づくいじめ事案への取り組み 協働授業 （保護者とのふれあい）	いじめアンケート実施・回収 いじめアンケート結果に基づくいじめ事案への取り組み 協働授業 （保護者とのふれあい）	第3回いじめ対策委員会 いじめアンケート①の集約及び分析 協働授業で保護者と連携
7月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） HR（1学期の振り返り）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） HR（1学期の振り返り）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） HR（1学期の振り返り）	第4回いじめ対策委員会 進捗状況確認 教育相談週間 第5回いじめ対策委員会
8月	HR（行事への取り組みと集団づくり）	HR（行事への取り組みと集団づくり）	HR（行事への取り組みと集団づくり）	第6回いじめ対策委員会
9月	体育大会	体育大会	体育大会	第7回いじめ対策委員会 いじめアンケート②の集約及び分析
10月	いじめアンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取り組み ボランティア体験学習 （社会性の育成）	いじめアンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取り組み 職場体験学習 （社会性の育成）	いじめアンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取り組み 人権（進路）学習 （仲間とともに考える）	第8回いじめ対策委員会 状況報告と取り組みの検証
11月	小中交流会 （異年齢との交流）	小中交流会 （異年齢との交流）	小中交流会 （異年齢との交流）	第9回いじめ対策委員会
12月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） HR（2学期の振り返り） 人権講演会	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） HR（2学期の振り返り） 人権講演会	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） HR（2学期の振り返り） 人権講演会	第10回いじめ対策委員会 いじめアンケート③の集約及び分析
1月	いじめアンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取り組み	いじめアンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取り組み	いじめアンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取り組み	第11回いじめ対策委員会 年間の取り組みの検証
2月				第12回いじめ対策委員会 年間の取り組みの検証
3月	HR（1年間の振り返り）	HR（1年間の振り返り）	HR（3年間の振り返り）	

豊中市立第十八中学校 問題行動への対応チャート

いじめ・暴力行為・問題行動等を発見したり、本人・保護者・友人等から通報を受けた
 初期対応マニュアルを参考にした一貫性のある指導

➢警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
 ➢被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

いじめ対策委員会の開催 《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》
 ➢必要に応じ、校長の判断で部活動顧問等を加えることが可
 ☆役割分担（生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等） ☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】 ☆対応方針の確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

レベルⅠ
 担任・学年が把握し、注意・指導を行い、生徒指導主事・管理職に状況を報告するレベル

□言葉によるからかい
 ◇係の仕事・清掃をさぼる◇継続的な欠席・遅刻
 ◇軽度の反抗的な言動など◇土足で入室
 ◇他クラスへの侵入

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

レベルⅡ
 管理職・生徒指導主事に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導

◇無断欠席・遅刻
 ◇反抗的な言動・服装頭髮違反

担任・学年教員・生徒指導主事・管理職で対応し、解決を図る。

レベルⅢ
 管理職・生徒指導部を含めた学校全体で共通理解を図り、指導・改善を行うレベル

□仲間はずれ・悪口・陰口・軽度の暴言
 ◇攻撃的な言動・軽微な賭け事・軽微な授業妨害・軽微な器物破損・校内たむろ

担任・学年教員・生徒指導主事とともに、管理職が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅣ
 警察と連携して校内での指導を行うレベル

□暴言・誹謗中傷行為・脅迫・強要行為・暴力
 ◇喫煙・軽微な窃盗行為・悪質なかけごと・無免許運転

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。

レベルⅤ
 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し、校外での指導を行うレベル

□重い暴力・傷害行為・重い脅迫・強要・恐喝行為
 ◇危険物の所持・窃盗行為・痴漢行為

教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベルⅥ
 学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為
 ◇凶器の所持・放火・強制わいせつ・強盗

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する

関係機関への支援要請

再発防止に向けて
 ・継続的な観察・指導 ・保護者との連携
 ・関係機関との連携

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

留意事項
 ➢レベルⅠ～Ⅳは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
 ➢いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応することが妥当か協議する。
 それぞれの事案において、問題行動における初期対応マニュアルを参考に、指導の統一を図りつつ、早期対応・解消に努める

□いじめ
 ◇その他
 問題行動